

訪問看護リハビリステーション Action+津田沼

訪問看護重要事項説明書

(令和6年6月1日 現在)

(事業者概要)

事業者	株式会社 Sky Connect
代表者	代表取締役 松浦 哲也
所在地	〒274-0073 千葉県船橋市田喜野井4-29-9-206
事業概要	介護保険の訪問看護事業、介護予防訪問看護事業及び
	医療保険の訪問看護事業、自由契約による訪問看護事業の運営

(事業所概要)

指定年月日	令和3年1月1日
事業所番号	1260290189
名称	訪問看護リハビリステーションAction+津田沼
所在地	〒275-0016 千葉県習志野市津田沼4-10-32コーポマローネ205号
管理者	葦沢 智絵(看護師)
電話番号	047-411-5283
FAX番号	047-411-5289

(当事業所の職員体制)

職種	資格	常勤	非常勤	計
管理者	正看護師	1名		1名
看護師	正看護師	2名	2名	4名
療法士	理学療法士	2名	1名	3名
	作業療法士	1名		1名
	言語聴覚士		1名	1名
事務員		1名		1名

(営業時間)

営業時間	9:00~18:00
営業しない日	土曜、日曜、祝祭日、年末年始

(営業地域)

営業地域	船橋市、習志野市
------	----------

その他、近隣地域にも対応しています。

(事業の目的と運営方針)

・事業の目的・

主治の医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対して適切な訪問看護を提供することを目的とします。

・事業の方針・

訪問看護リハビリテーションAction+津田沼(以下、事業所という)の看護師その他の従事者は、利用者の特性を踏まえて住み慣れた地域において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう適切な訪問看護、リハビリテーション技術を提供し、常に計画的な目標を決め評価を繰り返しサービスの向上に努めます。

事業の実施にあたっては居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健、医療福祉機関との密接な連携を図り包括的、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(サービス内容、及び訪問看護指示)

・サービス内容・

- ①病状の観察・評価、及び主治医への報告、血圧、脈拍・体温等の日々の体調チェック。
- ②高齢者・脳卒中・呼吸・神経難病及び小児等への専門的なリハビリテーション。
- ③日常生活の援助、ご相談、看護師による入浴・洗髪・食事・清拭・排泄・移動等の生活援助、介護についてのご相談。
- ④医療処置(医師の指示による傷の手当やカテーテル等の管理)
- ⑤生活環境のご相談家屋環境調査(改修)の検討・福祉用具等のご相談
- ⑥その他

※標準的なサービスは30分～1時間30分未満(リハビリテーションは40分)ですが、主治医の指示内容によりサービス提供時間が変わることがあります。

・訪問看護(理学療法士等の訪問も含む)の指示・

訪問看護提供にあたっての指示は主治医によるもので、その内容については書面(訪問看護指示書)で指示されます。

その為、ご利用者様には以下に挙げる内容についてご理解ご協力いただきます。

- ①定期的に主治医の診察を受ける。
- ②新規または継続の際の訪問看護指示書作成に関して、受診時に主治医に依頼する。

※訪問看護指示書作成に係る病院での窓口負担分は、ご利用者様負担です。

・定期的な看護師による訪問の実施・

主に理学療法士がリハビリテーションを行う場合であっても、初回訪問時及び必要に応じ3か月に1回程度の看護職員の訪問が義務付けられています。

リハビリの内容について気になる点がございましたら、理学療法士等にご質問、お問い合わせをお願い致します。

(利用料金)

基本利用料として健康保険法または老人保健法及び介護保険法に規定する厚生労働省が定める額の支払いを利用者から受けるものとします。

利用者は下記の【料金詳細】に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払います。

★医療保険、介護保険を利用しない場合は全額を自己負担額として徴収致します。

料金詳細 (4級地:10.84円)

1).介護保険による基本利用料金と負担金:自己負担1割～3割負担

【①介護保険:基本料金(訪問看護)】

看護師による看護・リハビリ	20分未満	30分未満	1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
自己負担額	1割340円 2割680円 3割1,021円	1割510円 2割1,021円 3割1,531円	1割892円 2割1,784円 3割2,676円	1割1,222円 2割2,445円 3割3,668円
理学療法士等によるリハビリ	20分		40分	60分
自己負担額	1割318円 2割637円 3割956円		1割637円 2割1,274円 3割1,912円	1割860円 2割1,721円 3割2,582円

准看護師の場合、上記料金に9割乗じた額

【②介護保険:基本料金(予防訪問看護)】

看護師による看護・リハビリ	20分未満	30分未満	1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
自己負担額	1割328円 2割656円 3割985円	1割488円 2割977円 3割1,466円	1割860円 2割1,721円 3割2,582円	1割1,181円 2割2,363円 3割3,544円
理学療法士等によるリハビリ	20分		40分	60分
自己負担額	1割307円 2割615円 3割923円		1割615円 2割1,231円 3割1,847円	1割461円 2割923円 3割1,385円

准看護師の場合、上記料金に9割乗じた額

【③介護保険:時間外の訪問加算料金】

夜間午後6時から午後10時	基本料金に25%乗じた額を加算
早朝午前6時から午前8時	基本料金に25%乗じた額を加算
深夜午後10時から午前6時	基本料金に50%乗じた額を加算

【④介護保険:その他加算料金】 ※()内は自己負担額

初回加算 初回の訪問を行った月に算定する ※初回月のみ	退院日当日 3,794円 (379円・758円・1,138円)
	退院日翌日以降 3,252円 (326円・651円・976円)
複数名訪問加算(Ⅰ) 2人の看護師等が1人の利用者に対し同時に訪問した場合(利用者やその家族の同意の上)	30分未満 2,753円(276円・551円・826円/回)
	30分以上 4,357円(436円・872円・1,308円/回)
複数名訪問加算(Ⅱ) 看護師と看護補助者が1人の利用者に対し同時に訪問した場合(利用者やその家族の同意の上)	30分未満 2,178円(218円・436円・654円/回)
	30分以上 3,436円(344円・688円・1,031円/回)
集合住宅におけるサービス提供の場合の減算 ①事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物(②に該当する者は除外) ②上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合 ③上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)	①・③ 10%減算 ② 15%減算
退院時共同指導加算 病院・診療所など介護保険施設に入院、入所中に主治医と連携して在宅における必要な提案を行い、文書で提供した場合	6,504円 (651円・1,301円・1,952円/1~2回/月)
看護、介護職員連携強化加算 看護職員が介護職員と連携して吸引、入浴等の指導を行った場合	2,710円 (271円・542円・813円/月)
緊急時訪問看護加算 利用者又はその家族等の求めに応じて主治医の指示に基づき、緊急に指定訪問看護を実施した場合	6,504円 (650円・1,300円・1,951円/月)

ターミナルケア加算 体制が整っている訪問看護事業所がターミナルケアを行う場合。無理な延命治療を行わずに、利用者の尊厳を保ちその人らしい最期を迎えられるように療養の支援を行います。	27,100円 (2710円・5420円・8130円/月)
口腔連携強化加算加算 看護師やリハビリテーション専門職等から口腔の健康状態の評価を受けた場合	542円 (54円・108円・162円/月)

※実際には月の単位数の合計から計算するため掲載金額との相違が発生いたします。

※リハビリご利用の方は、訪問回数により減額となる場合があります。

【⑤介護保険:その他の費用】

訪問看護の提供に係った物品、おむつ代などは実費相当額を徴収致します。

- ・ご遺体のケア料：20,000円
- ・交通費：訪問の際自宅または私有地等に駐車場がなく、近隣のコインパーキングに停めざるを得ない場合の駐車代として徴収致します。

2).医療保険による基本利用料金と負担金:自己負担1割～3割負担

※契約書第1条の2に該当する場合は医療保険制度の法定利用料に基づく料金となります。

【①医療保険:基本料金】

75歳以上の方 (後期高齢者医療)	基本療養費 + 管理療養費 + 加算 × 自己負担額(1～3割負担)	
	一般の方	自己負担1割または2割
	現役並みの所得者	自己負担3割
70～74歳までの方 (前期高齢者)	基本療養費 + 管理療養費 + 加算 × 自己負担額(2～3割負担)	
	一般の方	自己負担2割
	現役並みの所得者	自己負担3割
70歳未満の方	基本療養費 + 管理療養費 + 加算 × 自己負担額(3割負担)	
	0歳～小学校就学前の乳幼児	自己負担2割
公費など	基本療養費 + 管理療養費 + 加算 × 自己負担額(1～3割負担) 以下の公費負担医療においては、自己負担額が全額免除もしくは減額されます。	
	指定難病医療費助成制度、特定疾患治療研究対象者(難病)、生活保護、原子爆弾被害者、未熟児療育医療、自立支援医療、子ども医療費助成対象者、小児慢性特定疾病対象者などの方	

※保険証の変更があった際には速やかに担当スタッフにお知らせください。
また保険者の変更を伴う保険証の切替等がある場合、医療保険の適用期間外のないよう、手続きにご注意ください。

【②医療保険:訪問看護基本療養費Ⅰ】

Ⅰ.自宅への訪問の場合(訪問看護基本療養費Ⅰ)

	週3日まで	週4日以降
看護師、理学療法士等	5,550円/日	6,550円/日
理学療法士等	5,550円/日	5,550円/日
准看護師	5,050円/日	6,050円/日

II.施設(同一建物居住者)への訪問の場合(訪問看護基本療養費II)

同一日に2人	週3日まで	
看護師	5,550円/日	6,550円/日
理学療法士等	5,550円/日	5,550円/日
准看護師	5,050円/日	6,050円/日
同一日に3人	週3日まで	週4日以降
看護師	2,780円/日	3,280円/日
理学療法士等	2,780円/日	2,780円/日
准看護師	2,530円/日	3,030円/日

III.外泊先への訪問の場合(訪問看護基本療養費III)

	週3日まで	
看護師、理学療法士等	8,500円/日	

【③医療保険:訪問看護管理療養費】

	初回	2日以降
(イ)機能強化型訪問看護管理療養費1	12,530円/月	3,000円/日
(ロ)機能強化型訪問看護管理療養費2	9,500円/月	3,000円/日
(ハ)機能強化型訪問看護管理療養費3	8,470円/月	3,000円/日
(ニ) (イ)~(ハ)以外の場合	7,670円/月	3,000円/日

【④医療保険:加算料金】

複数名訪問看護加算

1人では訪問看護に支障をきたすような場合に、他のスタッフと同時に訪問し2人で訪問看護を行った場合

〈対象者〉厚生労働大臣が定める者、末期の悪性腫瘍、特別な管理を必要とする方、暴力行為などで1人では訪問看護が困難な方

看護師・同一建物内(円/週)			准看護師		
1人	2人	3人	1人	2人	3人以上
4,500円	4,500円	4,000円	3,800円	3,800円	3,400円
看護補助者(厚生労働大臣が定める場合を除く)			看護補助者(厚生労働大臣が定める場合に限る)		
1人	2人	3人	1人(1日1回)	2人	3人以上
3,000円	3,000円	2,700円	3,000円	3,000円	2,700円
1日2回の場合			1日3回の場合		
1人	2人	3人	1人	2人	3人
6,000円	6,000円	5,400円	10,000円	10,000円	9,000円

難病等複数回訪問加算

訪問看護の必要に応じて1日2回または3回以上訪問を実施した場合

〈対象者〉

厚生労働省が定める疾病等の方、もしくは特別訪問看護指示書の交付があった方

同一建物内(円/日)					
1人	2人	3人以上	3回以上(円/日)		
4,500円	4,500円	4,000円	1人	2人	3人以上
			8,000円	8,000円	7,200円

長時間訪問看護加算 訪問看護の必要に応じて1回に1時間30分を超える訪問看護を実施した場合 〈対象者〉 人工呼吸器の方、超重症児、準超重症児、特別訪問看護指示書の交付のある方	5,200円/週
訪問看護提供療養費(要同意) 利用者の同意を得て利用者を管轄する市町村等からの求めに対して必要な情報を提供した場合	1,500円/月
24時間対応体制加算 利用者やその家族等からの電話等による連絡や相談に常時対応でき、必要に応じて緊急時の対応を行うことができる体制をとった場合	6,800円/月

訪問看護ターミナルケア療養費① 在宅及び特別養護老人ホームに等において、死亡日及び死亡日から14日以内に2回以上のターミナルケアを行った場合。 (看取り介護加算を算定しているものを除く)	死亡月にのみ 25,000円/月
訪問看護ターミナルケア療養費② 在宅及び特別養護老人ホームに等において、死亡日及び死亡日から14日以内に2回以上のターミナルケアを行った場合。 (看取り介護加算を算定しているものに限る)	死亡月にのみ 10,000円/月
乳幼児加算 〈対象者〉 6歳未満の幼児、乳幼児	1,510円/日
時間外の訪問 夜間18時～22時/早朝6時～8時	2,100円/回
時間外の訪問 深夜22時～早朝6時	4,200円/回
退院時共同指導加算 当該退所または退院につき1回に限り所定額に8,000円を加算する	8,000円
退院患者緊急時等カンファレンス加算 ご利用者宅で係っている医療、介護、福祉関係者が集まり 在宅療養についてカンファレンスを行った場合	2,000円
緊急訪問看護加算 利用者又はその家族の求めに応じて、主治医の指示に基づき 緊急に指定訪問看護を実施した場合	14日目まで 2,650円 15日目以降 2,000円
訪問看護医療DX情報活用加算 居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得し、当該情報を活用して質の高い医療を提供した場合	50円/月
訪問看護ベースアップ評価料 医療関係職種に対する賃上げを実施している事業所の場合	780円/月

【⑤医療保険:その他の利用料】

訪問看護の提供に係った物品、おむつ代などは実費相当額を徴収致します。

- ・ご遺体のケア料：20,000円
- ・交通費：実費/回（訪問の際自宅または私有地等に駐車場がなく、近隣のコインパーキングに停めざるを得ない場合の駐車代として徴収致します。）

☆労災指定訪問看護事業者が行う訪問看護の利用料

契約書の第1条の3に該当する場合は、医療保険制度の法定利用料に基づき、訪問看護に係る費用を算定し、所轄労働局長又は希望のある場合等利用者へ自費請求致します。

(利用料の変更)

- ①事業者は、介護保険法及び同法に基づく厚生労働大臣の定めその他の制度の変更があった場合には前記の利用者負担及び利用料の額を変更することが出来るものとします。
- ②事業者は、物価の変動その他やむを得ない事由が生じた場合には前記のその他の費用の額を変更できるものとします。
- ③事業者は、①又は②により利用料等の額を変更する場合には、利用者に対し事前に変更の理由及び内容を証明するものとします。

(キャンセルとキャンセル料)

キャンセルのご連絡

- ①本人、ご家族の都合で訪問をキャンセルされた場合は、訪問予定日の前日17：00までに事業所(047-411-5283)へご連絡いただきますようお願い致します。
- ②前日17：00までにご連絡いただいたキャンセルに関しては、キャンセル料はいただかないことになっております。
- ③当日朝から訪問1時間前までのご連絡に関しては、その理由によりキャンセル料が発生する場合がございますので、ご了承下さい。

※当日キャンセルでもキャンセル料をいただかない場合

- ・体調不良による、リハビリ訪問キャンセル。体調確認のため、相談の上、看護師の訪問に代えさせていただく場合もございます。
- ・緊急受診等によるキャンセル
- ・その他、やむを得ない事情のある場合(ご家族のご不幸等)

(キャンセル料をいただく場合)

- ・訪問1時間前までにキャンセルのご連絡がなく正当な理由がない場合。またはご連絡がつかない場合。
- ・訪問時に不在の場合。
- ・特別な理由もなく、訪問をさせていただけない場合。

※上記の場合、キャンセル料は1回当たり2000円を自費でいただくこととなります。
誠に恐れ入りますが、何卒ご了承のほどよろしくお願い致します。

(料金の支払い方法)

事業者は毎月15日頃までに前月分の請求書を郵送または訪問時手渡しいたします。
同月末日までにお支払いください。

①自動口座振替(引き落とし)

※振替日は27日、金融機関の休業日の場合はその翌営業日

※引落の際の通帳の表示は「カブシキガイシヤスカイコネクト」となります。

②金融機関振込

千葉銀行		船橋支店
普通	口座名義人	株式会社Sky Connect 代表取締役 松浦哲也
	口座番号	4562328

- ・事業者は利用者から利用者負担金の支払いを受けたとき、
領収書を発行いたします。

※領収書の再発行は致しません。大切に保管ください。

サービス内容について不満や苦情がある場合には、些細なことでも構いませんので
次の窓口までお申し付けください。

①訪問看護リハビリステーションAction+ 津田沼のご利用者様相談・苦情窓口

担当者	蕨沢 智絵
電話	047-411-5283
受付日	営業日(土曜、日曜、祝祭日、年末年始を除く)
受付時間	9:00~18:00

②その他

当ステーション以外にもお住まいの市町村、国民健康保険団体連合会（介護保険利用の方）の相談・
窓口等に苦情を伝えることができます。

船橋市介護保険課	047-436-2304
習志野市保健福祉部介護保険課	047-451-1151
千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情処理係	047-254-7428

(訪問時間の変更、振替)

サービス提供にあたり、積雪や台風等の気象状況や交通渋滞などの道路事情により決まった訪問時間
に間に合わない場合や、訪問日を別の日に振り替えることがあります。

また、事前にご登録いただいたご利用者ご家族、居宅介護支援事業所へ連絡いたします。

個人情報の取り扱いについて

当ステーションは、在宅で医療や介護を受けながら生活をされている利用者への訪問看護の提供を通して、個人情報を取得し保有させていただいております。

この書面は利用者様の個人情報の保護とお取扱いにつきまして個人情報保護法の趣旨に従い説明するものです。

1. 個人情報に対する本ステーションの基本的姿勢

当ステーションは、個人情報保護法の趣旨を尊重し「個人情報保護方針」を定め利用者の皆様の個人情報を厳重に管理してまいります。

2. 当ステーションが保有する個人情報の利用目的

当ステーションは、訪問看護の申し込み、訪問看護の提供を通じて収集した個人情報は利用者・ご家族の方への心身の状況説明、看護記録・台帳の作成等といった訪問看護の提供の為に必要に応じて利用いたします。

また、利用者の皆様の個人情報は訪問看護の提供以外にも以下のような場合に必要に応じて第三者に提供される場合があります。

①病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所等とのカンファレンス等による連携、照会への回答。

②特別養護老人ホーム等の介護保険施設入所時の照会への回答。

③審査、支払機関へのレセプトの提出。

④保険者への相談、届け出、及び照会への回答。

⑤学会、研究会等での事例研究発表(ただし、個人名が公表されることはありません。)

⑥学生等の実習、研修での協力の為。

3.当ステーションが保有する個人情報の保存取集した個人情報は、法律に定められた期間保存することを義務付けられています。

保存の実施方法、期間、廃棄処分方法については適用される法律ごとに異なります。

訪問看護リハビリステーションAction+ 津田沼

サービス契約書

利用者(本契約書末尾に氏名を記載)と株式会社Sky Connect(以下「事業者」とします)は、訪問看護リハビリステーションAction+津田沼のご利用について次の通り契約します。

(契約の目的)

第1条

- 1.事業者は利用者に対し、介護保険保護法等関係法のもとに、利用者が居宅又は施設においてその能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように適正な訪問看護を提供し、利用者は事業者に対してそのサービスにかかる利用料を支払うことを契約の目的とします。
2. 40歳未満の医療保険加入者とその家族、40歳以上65歳未満の16特定疾病患者以外の方、65歳以上で要支援、要介護に該当しない方、要支援、要介護認定者のうち末期の悪性腫瘍と診断された場合、厚生労働大臣が認める疾病等に該当する場合特別訪問看護指示書が交付された場合は医療保険制度等の関係法のもとに訪問看護を提供します。
3. 事業者は労働者災害補償保険法施行規則第11条第1項及び第18条の5第1項の規定による療養給付のうち、居宅における療養上の管理及びその他の療養に伴う世話その他の看護を行います。

(契約期間と更新)

第2条

この契約書の契約期間は、本契約書末尾の契約締結日から1年間とします。なお、利用者から契約の終了の申し出がない場合には、契約期間満了の翌日から1年間契約が更新されたものとし、その後の契約についても同様とします。

(訪問看護の内容)

第3条

- 1.事業者は、利用者の希望を聞き、主治医の指示書及び居宅サービス計画(ケアプラン)に沿って訪問看護サービス計画(以下、「サービス計画」とします)を作成し、利用者及びその家族に説明します。
2. 事業者は、訪問看護サービスの目標を設定し訪問看護サービスを計画的に提供します。
3. 利用者からサービス内容、利用回数等の変更の申し出があった場合、その変更がケアプランの範囲内で可能な時は速やかにサービス計画の変更等の対応を行います。
4. サービス従業者は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められたときはいつでも身分証を提示します。
5. 事業者は、サービスの実施ごとにその内容等を所定の記録用紙に記入します。
6. 事業者は、サービスの提供記録をこの契約終了後5年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧させ、又は複写物を交付します。

(訪問看護の利用料)

第4条

1. 利用者は、介護保険法等関連法に定める料金を支払います。
2. 事業者は、利用者から料金の支払いを受けた場合はその領収書を発行します。
3. 事業者は、利用者の料金の変更がある場合は事前に説明し同意を得ます。
4. 事業者は、介護保険法等関連法の適応を受けない訪問看護サービスがある場合は、予めその利用料について説明し同意を得ます。
5. 第1条の2に該当する場合利用者は医療保険制度の法定利用料に基づく料金を支払います。
6. 第1条の3に該当する場合で、自費負担とする場合、利用者は医療保険制度の法定利用料に基づく料金を支払います。

(利用料の滞納)

第5条

1. 利用者が正当な理由なく利用料の支払いを2か月以上滞納し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合は契約を破棄します。
2. 事業者は、前項の催告をしたときは利用者担当の居宅支援事業者と、利用者の日常生活を維持していけるように協議し、必要な支援を行います。

(契約の終了)

第6条

次の事項に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

1. 利用者が特定の介護保険施設等に入所した場合。
2. 介護保険給付7サービスを受けていた利用者の要介護、要支援区分が非該当(自立)と認定され、第1条2に該当しない場合
3. 利用者がお亡くなりになられた場合
4. 利用者の所在が14日以上の間不在になった場合
5. その他、契約を解約せざるを得ない状況が生じた場合

(利用者の解約権)

第7条

1. 利用者は事業者に対して、契約終了希望日の14日前までに通知することにより、この契約を解除することが出来ます。なおこの場合、事業者は利用者に対し文書による確認を求めることが出来ます。
2. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することが出来ます。
3. 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき
4. 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき

(事業者の解約権)

第8条

事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の採算の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達する事が困難になった時には、文書により14日以上予告期間をもってこの契約を破棄します。

(賠償責任)

第9条

事業者は、訪問看護の提供に伴い利用者又はその家族の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は利用者に対し速やかに損害を賠償します。ただし、事業者に故意、過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。

(秘密保持)

第10条

- 1.事業者及びその従業員は、訪問看護を提供するうえで知りえた利用者又はその家族の秘密を守ることを義務とします。
2. 事業者は、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を提供する場合は事前に同意を得ます。
3. 事業者及びその従業員は退職後も在籍中に知りえた利用者又はその家族の秘密を守ることを義務とします。

(苦情対応)

第11条

- 1.事業者は、利用者又はその家族から苦情の申し立てがあった場合には速やかに対処します。
2. 事業者は、利用者又はその家族が苦情申し立て機関に苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益、不公平な対応を致しません。

(契約外事項)

第12条

- 1.利用者及び事業者は信義誠実をもってこの契約を履行します。
2. 本契約に規定のない事項については、介護保険法等関係法、医療保険法等関係法の規定を尊重し、利用者及び事業者の協議に基づき定めます。

上記の契約を証する為、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ1通ずつ保有するものとします。

(サービス利用にあたっての禁止事項について)

第13条

- (1)事業者の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2)パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (3)サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

(身体的拘束等の適正化の推進)

第14条

- (1) 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (2) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

(虐待防止について)

第15条

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者： 管理者 根本 朋穂
- (2) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) サービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

利用者と事業所とは、訪問看護サービスの利用開始にあたり、重要事項の説明を受けて前記契約内容の通り契約を締結します。

併せて、利用者は以下の各事項について、ここに記載する通りであることを認めます。

- 1) 前記契約第10条の(秘密保持)及び「個人情報の取り扱いについて」に関して、十分な説明を受けたことに

(同意する・同意しない)

- 2) ご利用料に係る自己負担金、及びキャンセル料に関するその算出根拠等についての十分な説明を受けたことと、費用の負担の有無及びその具体的な金額について

(同意する・同意しない)

- 3) 重要事項説明書の訪問看護（理学療法士等による訪問含む）の指示に関して、その内容について十分な説明を受けたことに

(同意する・同意しない)

- 4) 主にリハビリテーションのサービスを受ける方において、重要事項説明書の定期的な看護師による訪問の実施に関して、その内容について十分な説明を受け、看護師が訪問することに

(同意する・同意しない)

(緊急時の対応方法)

サービス提供にあたり事故、体調の急変が生じた場合は必要に応じて臨時応急の手当を行い、主治医の指示を受けて速やかに必要な対応をいたします。

また、ご登録いただいたご家族、居宅介護支援事業所へ連絡いたします。

緊急時ご連絡先

主治医	氏名	
	施設名	
	電話	
家族	氏名	
	住所	
	電話	
その他	氏名	
	住所	
	電話	

契約締結日 年 月 日

【ご利用者ご署名欄】		【事業者署名欄】	
・私は、事業者から重要事項説明書により重要事項説明書について説明を受け同意しました。 ・私は、事業者からサービス契約書によりその契約内容について説明を受け、同契約書により事業者と契約を締結しました。		・事業者は、訪問看護の提供開始に際し、ご利用者又はご家族に対し、重要事項説明書の説明を行うとともに、サービス契約書によりその契約内容を説明しました。 ・事業者は、サービス契約書によりご利用者と契約を締結しました。	
氏名	印	【事業者】 千葉県船橋市田喜野井4-29-9-206 株式会社 Sky Connect 代表取締役 松浦哲也	
住所		【事業所】 (事業所指定番号1260290189) 千葉県習志野市津田沼4-10-32 コーポマローネ205 訪問看護リハビリステーション Action+津田沼	
・私は、本人の契約意志を確認し、署名代行いたしました。			
氏名 (代理人)	印		
続柄			
住所			

附則 令和3年1月1日 施行
令和6年 6月1日 一部改訂

説明者

印